

第四十六回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和三十一年四月二十一日(火曜日) 午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
増原 恵吉君
武内 五郎君

委員 岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
村上 春藏君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
中尾 辰義君
田上 松衛君

國務大臣 河野 一郎君
建設大臣 前田 光嘉君
建設省住宅局長 前田 光嘉君
事務局側 常任委員 中島 博君
会専門員 中島 博君

本日の會議に付した案件
○住宅地造成事業に関する法律案(内閣提出)

○委員長(北村暢君) たいまから建設委員会を開会いたします。先ほどの委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。

本日は、去る十三日本付託になりました住宅地造成事業に関する法律案に対する提案理由の説明及び逐条説明を聴取した後、質疑を行ないました。

○委員長(北村暢君) それでは本日の議事に入ります。

住宅地造成事業に関する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。河野建設大臣。

○國務大臣(河野一郎君) たいま議題となりました住宅地造成事業に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。御承知のとおり、近時、都市への人口の集中に伴う住宅難は著しいものがあります。地価の高騰と宅地の取得難がこの住宅難を解消する上で重大な隘路となっております。他面、より安い宅地を求めて住宅が建設される結果、都市の周辺部において無秩序な市街化が行なわれ、環境の悪い住宅地が形成されております。特に最近の民間住宅地造成事業の現況を見ますに、公共施設の整備等が不十分なため、災害の防止上または通行の安全上障害を生じ、あるいは団地周辺に溢水等の被害を惹起せしめております。

このような事情にかんがみ、道路、排水施設等の公共施設の整備された良好な住宅地の造成を確保するため、必要な規制を行なうとともに、あわせて民間の住宅地造成事業の健全な発展をはかり、民間による良好な住宅地の供給を促進するため、所要の助成策を講

ずることが緊要と考え、ここに住宅地造成事業に関する法律案を提出することとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、建設大臣は、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の都市計画区域内の土地の区域を、関係都道府県の申し出に基づき、住宅地造成事業規制区域として指定することができるものとしており。

第二に、住宅造成事業規制区域内において、相当規模の住宅地造成事業を施行しようとする者は、事業計画を定めて都道府県知事の認可を受けなければならないものとしております。

第三に、事業計画においては、災害を防止し及び環境の整備をはかるため、必要な道路、排水施設等の公共施設の整備に関する計画が適正に定められていなければならないものとし、工業地域、災害危険区域等住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地を含めてはならないものとしております。

第四に、住宅地造成事業についての助成措置といたしましては、農林大臣または都道府県知事は、農地等をこの事業の用に供するため、農地法上の転用許可を求められたときは、この事業が促進されるよう配慮するものとするほか、国または地方公共団体は、技術上の助言または資金上その他の援助に

つとめるものとしております。

なお、設置された公共施設は、原則として地元市町村が管理するものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(北村暢君) 次に、逐条説明をお願いします。前田住宅局長。

○政府委員(前田光嘉君) たいま議題となりました住宅地造成事業に関する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

第一条は、この法律の目的を定めたものであります。この法律は、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の地域において、相当規模以上の住宅地の造成に関する事業が行なわれず場合に、その事業について、災害の防止及び環境の整備の観点から、道路、排水施設等の施設が整備されるよう規制いたしますとともに、その事業の施行について所要の促進策を講じまして、良好な住宅地の造成を確保し、もって公共の福祉に寄与することを目的としております。

第二条は、この法律において使用しております特別用語の定義をいたしております。「住宅地の造成」とは、主として住宅建設の用に供する目的で一団のまとまった土地について区画形質を変更することをいうものとし、「住宅造成事業」とは、相当規模以上の一団の土地について行なう住宅地の造成に関する事業をいうものとしております。

そのほか事業主、工事施行者、施行地区及び公共施設につきまして定義を定めております。

第三条は、住宅地造成事業規制区域について定めたものであります。第一条の目的を達成するため、建設大臣は、関係都道府県または指定都市の申し出に基づき、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の都市計画区域内の土地の区域を住宅地造成事業規制区域として指定することができるものとしております。

この場合、申し出をしようとする都道府県は、あらかじめ、地元市町村長の意見を聞くものとし、建設大臣が区域を指定いたします場合には、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聞かなければならないものとしております。

第四条は、住宅地造成事業規制区域内において、住宅地造成事業を行なうとする者は、その工事に着手する前に、事業計画及び工事施行者を定め、都道府県知事または指定都市の長の認可を受けなければならないことを規定したものであります。

いような規模及び構造で適当に配置されていること、第三に、排水路その他の排水施設が施行地区内の下水を排出するとともに、その排出によって施行地区の周辺に溢水等の被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること、第四に施行地区内の土地が軟弱な地盤であるような場合には、安全上支障がないよう必要な措置が講ぜられていること、第五に、宅地造成等規制法によりまして、すでに宅地造成工事規制区域が指定されており、また、同法の基準に適合すべきことを定めておりますが、事業計画の設定に関する細部の技術的基準は、建設省令で定めることとしております。

第六条は、住宅地造成事業に関する工事のうち、専門的技術を必要とするような工事は、一定の資格を有する者の設計によるべき旨を定めたものであります。

第七條は、事業主が住宅地造成事業の施行の認可を申請するに際しては、事業計画に係る公共施設の管理若及び施行地区内の関係権利者の同意を得るとともに、新たに設置される公共施設を管理することとなる者に協議すべきことを規定したものであります。

第八條は、住宅地造成事業の施行の認可の基準等を規定したものであります。

第一項におきましては、事業計画の内容が法令に違反するとき、施行地区内に災害危険区域、工業地域等住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地が含まれているとき、事業主にその事業を遂行するために必要な資力及び信用がないとき、及び工事施行者

にその事業に関する工事を完成するために必要な能力がないときには認可をしてはならないものとしたしました。

第二項におきましては、住宅地造成事業を認可いたします際、その事業の適正な施行の確保及びその事業を廃止する場合の善後措置について必要な条件を付することができることとしたしました。

第九條は、都道府県知事は、申請のあった住宅地造成事業について、認可するかないかの処分を遅滞なく行なうべきことを定めたものであります。

第十條は、事業計画または工事施行者の変更は認可を受けなければならぬことを定めたものであります。

第十一條は、認可を受けた住宅地造成事業の事業主について、相続または合併があつた場合の地位の承継について定めたものであります。

第十二條は、認可を受けた住宅地造成事業に関する工事の完了検査等について規定したものであります。

第十三條は、認可を受けた住宅地造成事業の施行地区内においては、工事完了の公告があるまでの間は、仮設建築物を建築するとか、都道府県知事が支障なしと認めた場合を除き、建築物を建築してはならないことを定めてあります。

第十四條は、認可を受けた住宅地造成事業の施行により設置された公共施設は、事業計画等で特別の定めがされている場合を除き、工事完了の公告の日の日において、原則として、その公共施設の存する市町村の管理に属することとしております。

第十五條は、公共施設の用に供する土地の帰属について規定してあります。

認可を受けた住宅地造成事業により従前の公共施設にかえて新たな公共施設が設置される場合には、新旧の公共施設用地は、工事完了の公告の日の日において相互に交換されることとし、認可を受けた住宅地造成事業により設置された公共施設用地は、事業計画で特別の定めをした場合を除いて、工事完了の公告の日の日において、その公共施設の管理者に帰属することとしてあります。

第十六條は、認可を受けた住宅地造成事業を廃止した場合の届け出義務について規定してあります。

第十七條は、住宅地造成事業に関する都道府県知事の監督処分の権限について規定したものであります。

都道府県知事は、この法律の規定等に違反した事業主、建築主、工事請負人または現場管理者に対して、あらかじめ聴聞を行なった上、工事の停止、違反是正の措置を命ずることができることとしてあります。

第十八條は、都道府県知事の立ち入り検査権限について規定してあります。

第十九條は、都道府県知事が、この法律の施行のために必要な報告の徴収、資料の提出請求または勧告することが

できることを規定したものであります。

第二十條は、認可を受けた住宅地造成事業の適正な施行を促進するための必要な措置を規定したものであります。国または地方公共団体が、良好な住宅地の造成を促進するため、必要な技術上の助言または資金上その他の援助につとめるべきこと及び農林大臣または都道府県知事が、住宅地造成事業の用に供するため農地等について農地法上の許可を求められたときは、その事業が促進されるよう配慮すべきことを定めたものであります。

第二十一條は、認可を申請する際に納付すべき手数料について規定したものであります。

第二十二條は、国または都道府県の行なう住宅地造成事業、一団地の住宅経営に関する都市計画事業等については、この法律の適用がないことを規定したものであります。

第二十三條から第二十七條までは、この法律の実効を確保するための必要な罰則を定めてあります。

附則第一項は、この法律の施行の日について規定してあります。

附則第二項は、建設省設置法の一部を改正して、住宅造成事業の施行に関する事務を建設本省の所掌事務に加えようとするものであります。

附則第三項は、建築基準法の一部を改正して、この法律に基づいて設置された道路を建築基準法上の道路として取り扱うことを定めたものであります。

附則第四項は、宅地造成等規制法の一部を改正して、同法の許可及び工事完了の検査は、この法律による認可ま

たは工事完了の検査があれば不要とし、その調整をはかったものであります。

以上をもちまして、この法律案の逐条の説明を終わります。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起し

て。

本件に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 これは、まあ大臣に全体を聞いて、あとは手続の問題だからいいと思うのですが、農林省との間には、何というか、必ずしも農地というか、都市計画指定地内に存在する農地に対しての配慮をしなければならぬというところの了解は実際はどうなんですか。

○政府委員(前田光壽君) 農林省は現在農地法の運用につきまして一定の基準を設けて、許可をすべきものと許可を押えるものとを区別して運用しておりますが、その中におきまして、特にこの法律によって認可を受けた住宅地造成事業につきましては、従来の原則として許可をしないという方針を、許可するように持っていくという方針を、許可を進めております。具体的にどういふ許可基準を明確にするかは、特に農林省と折衝いたしておりますので、文章としてはまだまとまっておりますけれども、前向きな形で善処したい、こういうことでございますので、近くその成案を得て、関係の都道府県知事取り入れるようにしてらうつもりで折衝しております。

○田中一君 たとえ農地であっても、

都市計画法の網がかかれば当然これは都市計画区域内にあるものということになって、農地としての存在理由というものは薄れてくるように扱われてきたのがいままでだと思うのです。たとえは食糧問題が大きく政治的に扱われた場合には、わりに強い抵抗があったけれども、ただ、都市計画区域内に指定すると、それは全部都市計画区域内の市街地区域になるのだから、農地という性格はもう最初に消えてしまうのだというように、われわれは理解しようとしていたのですが、法律の中に、明らかに、「配慮する」と、「配慮」なんということばは、これは法律語じゃないですよ。この「配慮する」ということばは、どういうぐあいかわれは理解したらいいか、ひとつ説明してほしいな。ほかの例文もあれば、例文も見せていただきたい。

○政府委員(前田光嘉君) 先ほど申し上げましたように、現在、農地法の運用におきましては、転用の許可が要らない場合を法律に明定しておる場合と、それと、許可を要しますけれども、いま御質問ございましたように、やはり法律に「配慮する」というような文句を入れまして、それによって、特別の支障のない限り許可をしていくという運用をしておる例がございます。そのほかに、許可基準におきまして、たとえば、都市区画整理事業であるとか、あるいはガス、水道、下水道の整備地域であるとか、こういうところにつまましては、運用上許可をしておきます。ただいまお尋ねの「配慮」ということばにつきましては、低開発地域工業開発促進法八条及び新産業都市建設促進法の十八条等に例がございます。

まして、これによりまして、農地の転用の許可を不要とする場合はしませんけれども許可をする場合には、農地法上の観点から、もちろん審査するでしょうけれども、その宅地として、工業用地なり、あるいは住宅用地としての必要性から考えて、許可をするべく、前向きで考えたいという意味の文章が入りまして、それによって、従来、簡単にとれなかつた許可が、できやすくなるというような法の運用をしておるわけでございます。

○田中一君 そういふ「配慮」というようなことばが法律の中に出てきたのですがね。それは、行政権の中のワケ内であつた方が動くものであつて、権限ということが明らかになつておるのですよ。「配慮」ということばは、非常に弾力性があるのです。そういうことを法律用語として持つてくるという、そうしなければならぬということとは……、何ですって、前にあつた何の法律だつて……。

○政府委員(前田光嘉君) 低開発地域工業開発促進法の八条でございます。それと、新産業都市建設促進法の十八条、それだけでございます。

○田中一君 これは何もしないということなんだ。低開発地域も新産業都市も、何もしないということを表明しているのだね。何にもしないということなんですよ。何にもできないことなんだ。そうすると、これは、前田君は法律屋だから、この二つの法律がつい最近で上がったわけですから、これ以前にはそういうような法律語はありませんか。

○政府委員(前田光嘉君) 法律の中で「配慮」という文章を使った例につきましても、私の記憶ではやはりこの二つが最近出ております。

○田中一君 それぞれ、いまの法律は、御承知のように、これから審議して成立するわけですから、低開発地域、新産業都市ね、私はこの二つの所謂した「配慮」ということを規定している問題については、どういう受け取り方をしているか、法律ができたのだから、これひとつ聞いてみたいのだからね。これは前田君に聞いてどうかと思つても、新産都市と低開発、これは政府提案でしたか、議員提案でしたか。

○政府委員(前田光嘉君) 政府提案でございます。

○田中一君 これは議員提案ですか、政府提案ですか。その成立したのは……。

○政府委員(前田光嘉君) 産炭地域振興臨時措置法は、昭和三十六年の十一月に公布されております。政府提案でございます。

○田中一君 ほか……。

○政府委員(前田光嘉君) 新産業都市建設促進法は、昭和三十七年の五月に成立いたしております。低開発地域促進法は、三十六年の十一月に成立いたしております。

農地法の規定というものと、都市計画法の網というものはどちらが優先するのですか。私たちの理解では、都市計画法、いわゆる市街地として指定されれば、この農地はむしろ農地としての効果を失つて、市街地としての立場に立つのだ、いわゆる市街地法の中の農地ということになるのか、その点は、どういふことになるのですか。どういふように働くのですか、法律の効果は……。

○政府委員(前田光嘉君) 都市計画ということは非常に広い意味でございますが、地域が広いとされておりますが、この中において、あるいは農地がありますし、あるいはそれ以外の宅地もございまして、で、農地法の規定は現在農地であれば、それがどこにあつた場合でも、転用については、許可が要るわけでございます。その際、先ほど申し上げましたように、法律上たとえば土地収用法にかかる事業であるとか、そういうものにつまましては、これはそれを使うためには許可が不要ということに法律上明確に書いてございます。それ以外のものにつまましては、区画整理であるとか、あるいは市町村役場等の公共施設に非常に至近の距離であるとか、あるいは市街地内に介在をしておる農地だとか、いわゆる第三種農地を許可するという方針で許可基準にきめております。こういう運用をさせていただきます。

○田中一君 そうすると、指定されれば、当然いま言った許可されなければならぬという条件を備えておるといふことだから、当然許可されて地目変更というか、宅地化されるということになります。

○政府委員(前田光嘉君) この法律によりまして、都市計画区域内の土地について、この法律によるところの宅地の規制区域が指定されます。その中で、民間の宅地造成業者が一応計画を定めて、その場合には、もちろん区域をきめますが、認可を受けにまいります。で、認可をした土地については、特に優良な保存すべき農地であるというものを除いては許可をしてもいいというところで折衝をしておる段階でございます。

○田中一君 そこで、この二十条の「当該住宅地造成事業が促進されるよう配慮」しなければならぬということばも、当然そうなるのだけれども、立場をおもんばかって、ごきげんをとって書いてあることになるのかな。ど

○政府委員(前田光嘉君) 法律に

○田中一君

○田中一君

うもぼくは、これにこだわらうだけ
れども、こういうものでいいのかしら
という気がするのです。そうすると、
当然今回の法律の提案によって、あ
ゆる宅地造成事業、住宅地造成事業と
いうものは、大体において都市計画指
定区域の予定的なものに許可される
というように見ていいのですか。

○政府委員(前田光壽君) 法律の構成
上は、こういう民間宅地造成事業を規
制するには、やはりその前提として、
都市計画が決定しておるべきはずであ
るからということで、都市計画区域だ
けに限定しております。それ以外の地
域につきましては、宅地造成をしては
いけないというふうに禁止をしてお
りませんので、法律上は、その地域は実
は放任の区域になります。しかし、そ
ういう規制を必要とする場合には、当
然都市計画区域として含まれていくも
のでございますので、現在の都市計画
においては、一応そうなっております
けれども、将来の都市の発展あるいは
人口の都市集中傾向というようなこと
から考えまして、さらに広く全体のマ
スター・プランをつくった上で、こうい
う問題も起きていくという考えで、こ
ういうことを考えておるわけでござい
ます。

○田中一君 政令の案はできておりま
すね。大体、各種政令の案はできてお
りますね。
○政府委員(前田光壽君) まだ案には
至っておりませんが、考え方は
まとめてございます。

○田中一君 それをこの次までに出し
てくれぬかな。なるべく早いうちがい
いがな……。
○政府委員(前田光壽君) 要旨でござ

いますけれども、この次までに準備い
たします。

○田中一君 まあ大臣に質問すること
局長に質問するのと同じことになる
と、こつちも疲れてしまうから、ぼく
の分は大いに質問することにします
が、あなたの答弁にお困りならぬよ
うにしますから、それは心配しないで
ください。いろいろまだまだ基本的
に、条件として、政令等がないと何と
も言えないものがある。で、私もが
求めるのは、いままでの住宅地造成と
いうものが、民間企業において行な
われたもの、それは大資本をもって行
なされたものにして、公共事業で行な
われたもの、それは比較いたしますと劣
つて、それはやはり営利を目的として
いる事業団体でもあるから、どうして
もそうならざるを得ない。価格を大
体つり合わせようと思うと、公共事業
で行なっている価格が一坪六千円であ
れば、それに合わせようとする、どうし
ても無理がある。非常に強い規制をし
ないと、これはとんでもないことにな
ると思う。だから私はその意味で、住
宅地造成に関する法律が出ることはお
そかったけれども、しあわせなことだ
あると思う。政令にまかせることがた
くさんあるから、政令をもらってよく
検討します。委員長、私の質問として
はこれだけにしておきます。次回に譲
ります。

○石井桂君 この宅地造成事業に関す
る法律というのは、規制が主か助成が
主か、どういう精神で立法されました
か。
○政府委員(前田光壽君) この法律
は、両者の目的を兼ねて果たす形をと
っております。一方におきましては、

災害の防止あるいは環境の整備という
観点から、認可にひつけて良好な宅
地をつくらせるといふ意味におきま
しては、これは自由に民間事業を行な
うという面の規制になります。が、あ
わせて認めて受けた宅地の造成事
業については、あるいは公共施設の管
理について地元市町村において促進
する、あるいはまた、技術上、資金上
のお世話を国、公共団体がする、ある
いはまた、農地の転用等につきまし
て、従来になかった許可の方針につ
いて、農林省が措置をするとかとい
うことによりまして促進をするという
わけでございます。

○石井桂君 助成方面でわずかに額を
出しているのが、ここに国とか地方公
共団体の融資か何かの点だろうと思
うのですが、それはどんな程度に具体
的に御説明がございましょうか。たと
えば国が補助するとか、あるいは都道
府県、そういうものが融資を手伝う
とか、具体的にどういう程度なん
ですか。
○政府委員(前田光壽君) 国あるいは
公共団体がこの民間の宅地造成事業
に直接融資をすることは、本年度にお
いては準備はいたして、おりません。
今後この趣旨によりまして財政措置を
講ずるようには財政当局とも協議をし
ようと思っておりますが、それ以外に、
あるいは民間の金融機関の資金が、こ
の宅地造成業者のほうに振り向けるこ
とができるように、特に最近信託銀行
の資金がかなりふえておりますので、
その一部を宅地造成事業に回すよう
にということをお話を進めてお
りますが、信託銀行のほうにおきま
しても、その趣旨を了としておりますの

で、もちろん全部の事業者に御希望ど
おりにはまいりませんと思いますが、
一定のワクの資金は、従来になくこの
法律の趣旨に従って流れると思うので
ありますが、かたがたまた検討いたし
まして、国あるいは公共団体が直接融
資をする必要等につきましても、でき
る限り、この宅地事業についても資金
上のお世話をしていきたいと考えてお
ります。

○石井桂君 ことし融資の措置がとれ
なかったというのは、どういうわけ
ですか。
○政府委員(前田光壽君) 国が宅地造
成事業に関する融資をいたしました
は、住宅金融公庫があげられますが、
現在地方公共団体あるいはこれの出資
を受けたいわゆる公社、協会等にお
きまして、非常に活発に仕事をしてお
ります。こういうところがやはり資金
を多量に必要といたしまして、現在の
資金のワクではどうも民間事業者に
も回すだけのゆとりがございませ
んで、本年度はとりあえず最も緊
急に必要とし、しかも、公共的色彩の
強いこれらのものに貸し付けをする考
えでございます。来年度以降につ
きましては、さらに資金を豊富に準備
いたしました。その際こういう民間
の事業者にも資金の貸し付けを考えた
というふうな考えでございます。

○石井桂君 たとえば、そういう予算
措置があれば非常に住宅地造成事業に
関する法律というのは生きてくると思
うのですが、どうも受けた感じは、規
制区域をつくって、そして排水のこと
とか、その他をやかましくいうのに墮
するんじゃないかというふうな心配が
あるんですが、もしそうであれば、予

算措置ができるだろう来年度一緒に出
したほうがよかつたんじゃないかと
考えられる。どうも受けた感じが、助
成法よりも規制法に重点を置いてい
るんじゃないかというふうなわれわれ
の感じ取れるんですが、その点は立案
者のほうでいかがですか。
○政府委員(前田光壽君) たいま御
指摘のように、国みずから民間事業者
に対する融資の措置は十分ございま
せん。この点は、御意見に沿いまし
てさらに努力いたします。しかし、そ
れ以外に、先ほど申しましたように、
農地の転用については、考えよう
によっては、従来になかった根本的な改
正でございます。農地の転用の問題と
かあるいは問題のき上がった道路あ
るいは排水施設等の公共施設の移管に
つきまして、従来は放任されてお
りまして、非常に宅地造成業者も、ある
いはその宅地を買った人も困ってお
つたのを、原則として市町村の管理に移
すというふうな、非常にこれも抜本的な
規定を設けております。これらの点に
よりまして、資金の面につきまして
は、多少御指摘のとおり不十分かも
しれませんが、全体といたしまし
ては、相当な民間宅地造成事業に対
する助成的措置が入っておるという
ふうなわれわれは考えておるわけで
あります。

○石井桂君 私はまだこまかくこれ
を読んでないものだからわからない
んですが、これは海を埋め立てるよ
うな場合も適用があるんですか、宅
地造成の場合。
○政府委員(前田光壽君) そういう場
合も、もちろんこの一定規模以上の
宅地を造成されることであるならば入

すので、十分御意見に従いまして努力するつもりでございます。

○石井桂君 きょうはこのくらいでやめます。

○委員長(北村暢君) 別に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、蒙雪地帯における道路の流消雪施設整備に対する国庫補助制度確立等に関する請願(第一六八一号)

一、河川法案反対に関する請願(第一七四号)
一、東北自動車道路の早期着工に関する請願(第一七三七号)

第一六八一号 昭和三十九年四月六日受理

蒙雪地帯における道路の流消雪施設整備に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 新潟県議会議長 平田

早苗

紹介議員 小柳 牧衛君

蒙雪地帯に対し、左記の措置を講ずるよう強く要望するとの請願。

一、パイプによる流消雪施設をも国庫補助(三分の二)の対象とすること。

二、蒙雪地帯における市町村道も積極的に指定路線に編入すること。

理由

一、地下水を利用するパイプによる除雪は、きわめて効果的なものがあるが、補助対象外であるため、敷設、維持、管理等の経費はすべて市町村もしくは関係地域住民の負担によっている。

二、本施設の大部分は、市町村道に敷設されているから、市町村道も特別措置法により指定路線とせられたい。

第一七四号 昭和三十九年四月七日受理

河川法案等反対に関する請願(三十四通)

請願者 岡山県和気郡和気町和

気横川嘉津子外三百四

十四名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一七七号 昭和三十九年四月八日受理

東北自動車道路の早期着工に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎

権三

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。

昭和三十九年四月二十五日印刷

昭和三十九年四月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局